

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	環境ウィザード（株）	水戸市笠原町1753-1	2-028126 843

2. 指名停止措置期間

令和5年4月14日 から 令和5年6月13日 2箇月間

3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設工事及び物品納入・役務の提供調達契約等

4. 事実概要

環境ウィザード（株）は、令和5年3月24日に、「令和5年度高浜浄化施設維持管理業務委託」の一般競争入札で落札者となったが、落札後、仕様書に定める産業廃棄物収集運搬許可を有していないことを理由に契約締結を辞退した。

5. 指名停止理由

落札者決定後に契約を辞退することは、「石岡市建設工事等請負業者 指名停止等措置要綱」別表第2 第15号（3）に該当する。

参考

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2（抜粋）

措置要件	期間
<p>（不正又は不誠実な行為）</p> <p>15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>（1）（2）略</p> <p>（3）その他、業務に関し不正又は不誠実な行為があったと市長が認めたとき。</p>	<p><u>当該認定をした日から</u> <u>1月以上9月以内</u></p>